

令和 6 年

西条市議会第 5 回 9 月定例会提出議案書

西 条 市

目 次

議案第 6 1 号	令和 6 年度西条市一般会計補正予算（第 4 回） の専決処分について	1
議案第 6 2 号	令和 6 年度西条市一般会計補正予算（第 5 回） について	別冊
議案第 6 3 号	令和 6 年度西条市介護保険特別会計補正予算 （第 3 回）について	〃
議案第 6 4 号	令和 5 年度西条市一般会計及び特別会計歳入歳 出決算の認定について	3
議案第 6 5 号	令和 5 年度西条市水道事業会計決算の認定につ いて	5
議案第 6 6 号	令和 5 年度西条市病院事業会計決算の認定につ いて	7
議案第 6 7 号	令和 5 年度西条市公共下水道事業会計決算の認 定について	9
議案第 6 8 号	分収造林契約の変更について	1 1
議案第 6 9 号	愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の 変更及び規約の変更について	1 5
議案第 7 0 号	愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更につ いて	1 9
議案第 7 1 号	市道路線の廃止について	2 3
議案第 7 2 号	西条市行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条 例の一部を改正する条例について	2 7
議案第 7 3 号	西条市福祉センター設置及び管理条例及び西条 市保健センター設置及び管理条例の一部を改正 する条例について	3 3
議案第 7 4 号	西条市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部 を改正する条例について	3 9
議案第 7 5 号	西条市国民健康保険条例の一部を改正する条例 について	4 3
議案第 7 6 号	西条市地域包括支援センターの人員及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例 について	4 7

議案第 7 7 号	西条市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例について	5 3
報告第 1 0 号	令和 5 年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の報告について	5 7
報告第 1 1 号	令和 5 年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について	6 1
報告第 1 2 号	令和 5 年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について	6 5
報告第 1 3 号	令和 5 年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について	6 9
報告第 1 4 号	交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について	7 3
報告第 1 5 号	交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について	7 7
報告第 1 6 号	交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について	8 1

議案第 6 1 号

令和 6 年度西条市一般会計補正予算（第 4 回）の専決処分について

令和 6 年度西条市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

提案理由

市ホームページ等へのイラストの無断使用による著作権侵害に対する損害賠償請求事件について応訴するため、早急に予算措置することが適当であると判断し、専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

関係法令

地方自治法

(専決処分)

第 1 7 9 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 1 1 3 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 1 6 2 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 2 5 2 条の 2 0 の 2 第 4 項の規定による第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 (略)

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 (略)

議案第 6 4 号

令和 5 年度西条市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度西条市一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

提案理由

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、監査委員の審査意見を付けて、議会の認定を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（決算）

第２３３条 （略）

２ （略）

３ 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

４～７ （略）

議案第 6 5 号

令和 5 年度西条市水道事業会計決算の認定について

令和 5 年度西条市水道事業会計決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

提案理由

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、監査委員の審査意見を付けて、議会の認定を求めようとするものである。

関係法令

地方公営企業法

（決算）

第３０条 （略）

２、３ （略）

４ 地方公共団体の長は、第２項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後３月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第１０２条の２第１項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後３月を経過した後の最初の定例日（同条第６項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。

５～９ （略）

議案第 6 6 号

令和 5 年度西条市病院事業会計決算の認定について

令和 5 年度西条市病院事業会計決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

提案理由

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、監査委員の審査意見を付けて、議会の認定を求めようとするものである。

関係法令

地方公営企業法

（決算）

第３０条 （略）

２、３ （略）

４ 地方公共団体の長は、第２項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後３月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第１０２条の２第１項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後３月を経過した後の最初の定例日（同条第６項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。

５～９ （略）

議案第 6 7 号

令和 5 年度西条市公共下水道事業会計決算の認定について

令和 5 年度西条市公共下水道事業会計決算を別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

提案理由

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、監査委員の審査意見を付けて、議会の認定を求めようとするものである。

関係法令

地方公営企業法
（決算）

第３０条 （略）

２、３ （略）

４ 地方公共団体の長は、第２項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後３月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第１０２条の２第１項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後３月を経過した後の最初の定例日（同条第６項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。

５～９ （略）

議案第 6 8 号

分収造林契約の変更について

分収造林契約を変更するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

1 契約の目的

分収造林契約の変更

2 変更の内容

本市が、国立研究開発法人森林研究・整備機構と契約している分収造林契約（二者契約）のうち2件について、いしづち森林組合を造林者とする三者契約に変更する。

3 契約番号、造林地の表示及び契約面積

(1) 森林契中四第325号

西条市丹原町川根乙102番20

西条市丹原町川根乙102番21

西条市丹原町川根乙102番22

西条市丹原町川根乙102番108

計 57.65ha

(2) 森林契中四第877号

西条市丹原町川根乙102番112

変更前 19.00ha

変更後 18.92ha

4 持分譲渡の相手方

西条市大町1211番地

いしづち森林組合

代表理事組合長 伊 藤 康 雄

5 収益分収割合

(1) 変更前

西条市 60%

国立研究開発法人森林研究・整備機構 40%

(2) 変更後

西条市 50%

国立研究開発法人森林研究・整備機構 40%

いしづち森林組合 10%

提案理由

西条市丹原町川根地区における分収造林契約地において、育成複層林施業を実施するため、分収造林契約を変更することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(5) （略）

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(7)～(15) （略）

2 （略）

議案第 6 9 号

愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 3 号）第 7 条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税に係る滞納事案のうち、関係市町の長から機構が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定に係る事務を加え、同機構規約を次のとおり変更することについて、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

愛媛地方税滞納整理機構規約の一部を改正する規約

愛媛地方税滞納整理機構規約（平成 18 年 2 月 3 日愛媛県指令 17 市第 1371 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「されている地方税」の次に「並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）第 7 条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税」を加える。

附 則

この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行する。

提案理由

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行により、令和6年度から森林環境税を市町が個人住民税と併せて賦課徴収することに伴い、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務を変更し、及び同機構の規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 (略)

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 7 0 号

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月19日愛媛県指令18市第1283号）の一部を次のように改正する。

第4条中「に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる」を「及び法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第17条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第４８号）の施行により、令和６年１２月２日以降、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、地方自治法第２９１条の１１の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（組織、事務及び規約の変更）

第２９１条の３ 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第１項第６号若しくは第９号に掲げる事項又は前条第１項若しくは第２項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

２～８ （略）

（議会の議決を要する協議）

第２９１条の１１ 第２８４条第３項、第２９１条の３第１項及び第３項、前条第１項並びに第２９１条の１３において準用する第２８９条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 7 1 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、次のとおり市道路線を廃止するに当たり、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

廃止しようとする路線

路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
川原谷団地線	西条市小松町新屋敷 2 1 8 0 地先 西条市小松町新屋敷 2 2 1 0 地先	

提案理由

市営住宅川原谷第1団地の解体撤去に伴い、市道川原谷団地線の路線を廃止しようとするものである。

関係法令

道路法

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 (略)

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 (略)

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案第 7 2 号

西条市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

西条市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

西条市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年西条市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第２（第４条関係）			別表第２（第４条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 (略)			1 (略)		
2 市長	児童手当法（昭和４６年法律第７３号）による児童手当 _____ の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	2 市長	児童手当法（昭和４６年法律第７３号）による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
3 ～ 9 (略)			3 ～ 9 (略)		
10 市長	日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施される外国人保護に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公営住宅法（昭和２６年法律第１９３号	10 市長	日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施される外国人保護に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公営住宅法（昭和２６年法律第１９３号

		）による公営住宅（同法第２条第２号に規定する公営住宅をいう。）若しくは住宅地区改良法（昭和３５年法律第８４号）による改良住宅（同法第２条第６項に規定する改良住宅をいう。）の管理に関する情報、国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、児童扶養手当関係情報、児童手当法による児童手当			）による公営住宅（同法第２条第２号に規定する公営住宅をいう。）若しくは住宅地区改良法（昭和３５年法律第８４号）による改良住宅（同法第２条第６項に規定する改良住宅をいう。）の管理に関する情報、国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、児童扶養手当関係情報、児童手当法による児童手当
		の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する			若しくは特例給付の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する

	る法律（昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号）による障 害児福祉手当若 しくは特別障害 者手当若しくは 国民年金法等の 一部を改正する 法律（昭和 6 0 年法律第 3 4 号 ）附則第 9 7 条 第 1 項の福祉手 当の支給に關す る情報、母子保 健法による養育 医療の給付若し しくは養育医療に 要する費用の支 給に關する情 報、医療保険給 付関係情報、中 国残留邦人等支 援給付等関係情 報、介護保険給 付等関係情報又 は障害者の日常 生活を総合的に 支援するための 法律による自立 支援給付の支給 に關する情報で あって規則で定 めるもの		る法律（昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号）による障 害児福祉手当若 しくは特別障害 者手当若しくは 国民年金法等の 一部を改正する 法律（昭和 6 0 年法律第 3 4 号 ）附則第 9 7 条 第 1 項の福祉手 当の支給に關す る情報、母子保 健法による養育 医療の給付若し しくは養育医療に 要する費用の支 給に關する情 報、医療保険給 付関係情報、中 国残留邦人等支 援給付等関係情 報、介護保険給 付等関係情報又 は障害者の日常 生活を総合的に 支援するための 法律による自立 支援給付の支給 に關する情報で あって規則で定 めるもの
--	---	--	---

附 則

この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 7 号）の一部が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 7 3 号

西条市福祉センター設置及び管理条例及び西条市保健センター設置及び
管理条例の一部を改正する条例について

西条市福祉センター設置及び管理条例及び西条市保健センター設置及び管理条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市福祉センター設置及び管理条例及び西条市保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

(西条市福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第1条 西条市福祉センター設置及び管理条例（平成16年西条市条例第113号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
(設置) 第1条 西条市福祉センター（以下「センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定め、元気で幸せに暮らせる社会福祉都市の形成をめざし、市民の福祉の向上を図るため、次の施設を設置する。 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>西条市西部総合福祉センター</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table> (休館日) 第3条 センターの休館日は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) (略) (2) <u>西条市西部総合福祉センター</u> ア～ウ (略) 2 (略) (開館時間) 第4条 センターの開館時間は、<u>午前8時30分から午後10時まで</u> とする。	名称	位置	(略)		西条市西部総合福祉センター	(略)			(設置) 第1条 西条市福祉センター（以下「センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定め、元気で幸せに暮らせる社会福祉都市の形成をめざし、市民の福祉の向上を図るため、次の施設を設置する。 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>西条市東予総合福祉センター</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>西条市小松地域福祉センター</td><td>西条市小松町新屋敷乙48番地1</td></tr> </table> (休館日) 第3条 センターの休館日は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) (略) (2) <u>西条市東予総合福祉センター及び西条市小松地域福祉センター</u> ア～ウ (略) 2 (略) (開館時間) 第4条 センターの開館時間は、<u>次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u>	名称	位置	(略)		西条市東予総合福祉センター	(略)	西条市小松地域福祉センター	西条市小松町新屋敷乙48番地1
名称	位置																
(略)																	
西条市西部総合福祉センター	(略)																
名称	位置																
(略)																	
西条市東予総合福祉センター	(略)																
西条市小松地域福祉センター	西条市小松町新屋敷乙48番地1																

	<u>(1) 西条市総合福祉センター及び西条市東予総合福祉センター 午前8時30分から午後10時まで</u> <u>(2) 西条市小松地域福祉センター 午前8時30分から午後5時15分まで</u>
2 (略)	2 (略)
別表 (第6条、第14条関係)	別表 (第6条、第14条関係)
1 (略)	1 (略)
2 西条市西部総合福祉センター使用料	2 西条市東予総合福祉センター使用料
(略)	(略)
備考 (略)	備考 (略)

(西条市保健センター設置及び管理条例の一部改正)

第2条 西条市保健センター設置及び管理条例 (平成16年西条市条例第138号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
(設置)	(設置)																				
第1条 市民の健康づくりを推進するため、市民の健康相談、健康教育、健康診査等の保健サービスを総合的に行うとともに、市民の自主的な保健活動の場に資することを目的とし、次のとおり保健センターを設置する。	第1条 市民の健康づくりを推進するため、市民の健康相談、健康教育、健康診査等の保健サービスを総合的に行うとともに、市民の自主的な保健活動の場に資することを目的とし、次のとおり保健センターを設置する。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>西条市西部保健センター</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		西条市西部保健センター	(略)					<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>西条市東予保健センター</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>西条市丹原保健センター</td><td>西条市丹原町池田1733番地1</td></tr> <tr> <td>西条市小松保健センター</td><td>西条市小松町新屋敷乙48番地1</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		西条市東予保健センター	(略)	西条市丹原保健センター	西条市丹原町池田1733番地1	西条市小松保健センター	西条市小松町新屋敷乙48番地1
名称	位置																				
(略)																					
西条市西部保健センター	(略)																				
名称	位置																				
(略)																					
西条市東予保健センター	(略)																				
西条市丹原保健センター	西条市丹原町池田1733番地1																				
西条市小松保健センター	西条市小松町新屋敷乙48番地1																				

(使用者の範囲) 第2条 保健センター _____ _____ を使用できる者は、次に掲げるものとする。 (1)、(2) (略)	(使用者の範囲) 第2条 保健センター <u>(西条市丹原保健センターを除く。以下第8条を除き同じ。)</u> を使用できる者は、次に掲げるものとする。 (1)、(2) (略)
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用の許可、使用料の徴収、指定管理者の指定に関し必要な行為その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(西条市公共施設使用料減免条例の一部改正)

- 3 西条市公共施設使用料減免条例（平成16年西条市条例第115号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1～35 (略)		1～35 (略)	
36	西条市西部総合福祉センター	36	西条市東予総合福祉センター
37～43 (略)		37～43 (略)	
備考 (略)		備考 (略)	

(経過措置)

- 4 この条例の施行の日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

令和 7 年度から西条市丹原保健センター及び西条市小松保健センターの機能を西条市東予保健センターに集約するとともに、西条市小松地域福祉センターについても、福祉センター機能を廃止した上で、西条市東予総合福祉センターに集約し、それぞれを西部地域の拠点である西条市西部保健センター及び西条市西部総合福祉センターとして再編するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 7 4 号

西条市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

西条市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

西条市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成１６年西条市条例第１１４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第１章～第４章 （略） <u>第５章 災害弔慰金等支給審査委員会</u> <u>（第１６条）</u> <u>第６章 補則（第１７条）</u> 附則 第１５条 （略） <u>第５章 災害弔慰金等支給審査委員会</u> <u>第１６条 法第１８条の規定に基づき、</u> <u>西条市災害弔慰金等支給審査委員会（</u> <u>以下「委員会」という。）を置く。</u> <u>２ 委員会は、市長の諮問に応じ、災害</u> <u>弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関</u> <u>する事項について調査審議する。</u> <u>３ 委員会は、委員５人以内で組織す</u> <u>る。</u> <u>４ 委員会の委員は、医師、弁護士その</u> <u>他市長が必要と認める者のうちから、</u> <u>市長が委嘱し、又は任命する。</u> <u>５ 委員の任期は、２年とする。ただ</u> <u>し、委員が欠けた場合における補欠の</u> <u>委員の任期は、前任者の残任期間とす</u> <u>る。</u> <u>６ 委員は、再任されることができる。</u> <u>７ 前各項に定めるもののほか、委員会</u> <u>の組織及び運営に関し必要な事項は、</u>	目次 第１章～第４章 （略） <u>第５章 補則（第１６条）</u> 附則 第１５条 （略）

<u>規則で定める。</u>	
<u>第 6 章</u> （略）	<u>第 5 章</u> （略）
<u>第 1 7 条</u> （略）	<u>第 1 6 条</u> （略）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（委員会の委員の任期に係る経過措置）
- 2 この条例による改正後の西条市災害弔慰金の支給等に関する条例第 1 6 条第 5 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後、最初に委嘱され、又は任命された委員の任期は、令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第18条の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議することを目的として、西条市災害弔慰金等支給審査委員会を設置するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

関係法令

災害弔慰金の支給等に関する法律

（市町村における合議制の機関）

第18条 市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

議案第 7 5 号

西条市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

西条市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市国民健康保険条例の一部を改正する条例

西条市国民健康保険条例（平成１６年西条市条例第１３６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（保健事業） 第８条 市は、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号。以下「法」という。）<u>第７２条の５第１項</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、保険給付又は被保険者の健康の保持増進のため、次に掲げる事業を行う。 （１）～（４） （略） （過料） 第１１条 世帯主が法第９条第１項若しくは第５項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした _____場合においては、その者を１０万円以下の過料に処する。	（保健事業） 第８条 市は、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号。以下「法」という。）<u>第７２条の４</u>_____に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、保険給付又は被保険者の健康の保持増進のため、次に掲げる事業を行う。 （１）～（４） （略） （過料） 第１１条 世帯主が法第９条第１項若しくは第９項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに<u>応じない</u>場合においては、その者を１０万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和６年１２月２日から施行する。

（経過措置）

- この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和６年政令第２６０号）第９条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第４８号）が施行されること等に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 7 6 号

西条市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について

西条市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

西条市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 27 年西条市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（基本方針） 第 3 条 （略） 2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。次条において「施行規則」という。）<u>第 140 条の 6 第 1 号イ</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。次条において「運営協議会」という。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。 <u>（地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数）</u> 第 4 条 地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3, 000 人以上 6, 000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数（運営協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、<u>常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員</u>	（基本方針） 第 3 条 （略） 2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。次条において「施行規則」という。）<u>第 140 条の 6 第 1 号ロ(2)</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。次条において「運営協議会」という。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。 <u>（員数）</u> 第 4 条 地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3, 000 人以上 6, 000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員<u>の員数</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____

の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。) によることができる。次項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。

(1)、(2) (略)

(3) 主任介護支援専門員 (施行規則第140条の6 第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員

_____)をいう。) その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地理的

_____)は、原則として次のとおりとする。

(1)、(2) (略)

(3) 主任介護支援専門員 (介護支援専門員であつて、施行規則第140条の6 第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者(当該研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。)から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)をいう。) その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的

条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	<u>地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数</u>
おおむね1,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>第1項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	<u>人員配置基準</u>
おおむね1,000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>前項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 6 1 号）が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 7 7 号

西条市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

西条市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例
例の一部を改正する条例

西条市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例（平成27年西条市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（指定介護予防支援の業務の委託） 第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 （1）委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則<u>第140条の66第1号イ</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 （2）～（4）（略）	（指定介護予防支援の業務の委託） 第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 （1）委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則<u>第140条の66第1号ロ（2）</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 （2）～（4）（略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 6 1 号）が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

報告第 10 号

令和 5 年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の報告について

令和 5 年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり議会に報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

○令和 5 年度西条市財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の状況

1 財政健全化判断比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項関係）

（単位：パーセント）

比 率	西条市比率	早期健全化 基準	財政再生 基準
① 実質赤字比率	—	11.84 以上	20.00 以上
② 連結実質赤字比率	—	16.84 以上	30.00 以上
③ 実質公債費比率 （3 か年平均）	7.6	25.0 以上	35.0 以上
④ 将来負担比率	49.8	350.0 以上	

※ ①実質赤字比率と②連結実質赤字比率は、黒字決算であれば「—（傍線）」と表示される。

※ ③実質公債費比率と④将来負担比率は、暫定値

2 公営企業における資金不足比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 条第 1 項関係）

（単位：パーセント）

比 率	会 計 区 分	西条市比率	経営健全化 基準
⑤ 公営企業に おける資金 不足比率	港湾上屋事業特別会計	公営企業に おける資金 不足は無し	20.0 以上
	小松地域交流事業特別会計		
	本谷温泉事業特別会計		

関係法令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(健全化判断比率の公表等)

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

2～7 （略）

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 （略）

報告第 1 1 号

令和 5 年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

令和 5 年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、次のとおり議会に報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

○令和 5 年度西条市公営企業における資金不足比率の状況

公営企業における資金不足比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 条第 1 項関係）

（単位：パーセント）

比 率	会計区分	西条市比率	経営健全化 基準
公営企業における 資金不足比率	水道事業会計	公営企業における 資金不足は無し	20.0 以上

関係法令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 (略)

報告第 1 2 号

令和 5 年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

令和 5 年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、次のとおり議会に報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

○令和 5 年度西条市公営企業における資金不足比率の状況

公営企業における資金不足比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 条第 1 項関係）

（単位：パーセント）

比 率	会計区分	西条市比率	経営健全化 基準
公営企業における 資金不足比率	病院事業会計	公営企業における 資金不足は無し	20.0 以上

関係法令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(資金不足比率の公表等)

第 22 条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 (略)

報告第 13 号

令和 5 年度西条市公営企業における資金不足比率の報告について

令和 5 年度西条市公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり議会に報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

○令和 5 年度西条市公営企業における資金不足比率の状況

公営企業における資金不足比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 条第 1 項関係）

（単位：パーセント）

比 率	会計区分	西条市比率	経営健全化 基準
公営企業における 資金不足比率	公共下水道事業会計	公営企業における 資金不足は無し	20.0 以上

関係法令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2、3 (略)

報告第 1 4 号

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について

交通事故に伴い、次のとおり和解すること及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

専決第 2 号

専決処分書

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 6 月 18 日

西条市長 玉 井 敏 久

1 和解の相手方

省略

2 和解の内容

(1) 相手方の車両の物損に対する修繕料を、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われる対物損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(2) 損害賠償の額

車両の損害に係る額 金 6 2 3 , 2 5 0 円

(3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしないことを誓約する。

提案理由

環境部衛生課公用車に係る交通事故について、相手方と示談による解決を図るため専決処分したので、これを報告するものである。

関係法令

地方自治法

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

報告第 15 号

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について

交通事故に伴い、次のとおり和解すること及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

専決第 3 号

専決処分書

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 7 月 1 日

西条市長 玉 井 敏 久

1 和解の相手方

省略

2 和解の内容

(1) 相手方が被った人身損害につき、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われる損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(2) 損害賠償の額

通院受診及び慰謝料に係る額 金 2 0 8 , 2 7 3 円

(3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしないことを誓約する。

提案理由

環境部衛生課公用車に係る交通事故について、相手方と示談による解決を図るため専決処分したので、これを報告するものである。

関係法令

地方自治法

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

報告第 16 号

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について

交通事故に伴い、次のとおり和解すること及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

専決第 4 号

専決処分書

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 8 月 1 3 日

西条市長 玉 井 敏 久

1 和解の相手方

省略

2 和解の内容

(1) 相手方の車両の物損に対する修繕料を、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われる対物損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(2) 損害賠償の額

車両の損害に係る額 金 45,980 円

(3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしないことを誓約する。

提案理由

救急自動車に係る交通事故について、相手方と示談による解決を図るため専決処分したので、これを報告するものである。

関係法令

地方自治法

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。